

仙台市事務分掌規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。

令和八年三月三十一日

仙台市長 郡 和子

仙台市規則第三十七号

仙台市事務分掌規則の一部を改正する規則

仙台市事務分掌規則（平成元年仙台市規則第八十号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
目次 第一章 総則（第一条） 第二章 本庁 第一節 組織（第二条） 第二節 事務分掌 第一款 危機管理局（第二条の二・第二条の三） 第二款 総務局（第三条—第四条の二） 第三款 まちづくり政策局（第四条の三— 第四条の五 ） 第四款 財政局（第五条—第八条） 第五款 市民局（第九条—第十一条） 第六款 健康福祉局（第十二条—第十六条の二） 第七款 こども若者局（第十六条の三— 第十六条の五 ） 第八款 環境局（第十七条—第十七条の五） 第九款 経済局（第十八条—第十九条） 第十款 文化観光局（第十九条の二—第十九条の五） 第十一款 都市整備局（第二十条—第二十四条） 第十二款 建設局（第二十五条—第二十九条の二） 第三章 公所 第一節 公所（第三十条） 第二節 第一種公所（第三十一条—第三十三条の二） 第三節 第二種公所（第三十三条の三—第五十五条） 第四節 第三種公所（第五十六条—第六十八条） 第四章 職員（第六十九条—第七十条の二） 第五章 会計室（第七十一条） 附則 第二条 本庁の組織は、次のとおりとする。 危機管理局 危機管理部 危機管理課 危機対策課 防災・減災部 防災計画課 減災推進課 総務局 秘書課 広報課 総務部 庶務課 文書法制課 行政経営課 人材育成部 人事課 労務課 厚生課 まちづくり政策局 防災環境都市推進室 [新設]	目次 第一章 総則（第一条） 第二章 本庁 第一節 組織（第二条） 第二節 事務分掌 第一款 危機管理局（第二条の二・第二条の三） 第二款 総務局（第三条—第四条の二） 第三款 まちづくり政策局（第四条の三— 第四条の六 ） 第四款 財政局（第五条—第八条） 第五款 市民局（第九条—第十一条） 第六款 健康福祉局（第十二条—第十六条の二） 第七款 こども若者局（第十六条の三— 第十六条の六 ） 第八款 環境局（第十七条—第十七条の五） 第九款 経済局（第十八条—第十九条） 第十款 文化観光局（第十九条の二—第十九条の五） 第十一款 都市整備局（第二十条—第二十四条） 第十二款 建設局（第二十五条—第二十九条の二） 第三章 公所 第一節 公所（第三十条） 第二節 第一種公所（第三十一条—第三十三条の二） 第三節 第二種公所（第三十三条の三—第五十五条） 第四節 第三種公所（第五十六条—第六十八条） 第四章 職員（第六十九条—第七十条の二） 第五章 会計室（第七十一条） 附則 第二条 本庁の組織は、次のとおりとする。 危機管理局 危機管理部 危機管理課 危機対策課 防災・減災部 防災計画課 減災推進課 総務局 秘書課 広報課 総務部 庶務課 文書法制課 行政経営課 人材育成部 人事課 総務事務管理課 厚生課 まちづくり政策局 防災環境都市推進室 アジア太平洋防災閣僚級会議準備室

政策企画部

政策調整課 政策企画課 プロジェクト推進課 ダイバーシティ推進課

デジタル戦略推進部

行政デジタル推進課 BPR推進課 まちのデジタル推進課 情報システム課

財政局

財政部

財政企画課 財政課 契約課 検査課

理財部

財産管理課 庁舎管理課 本庁舎整備室 用地課

税務部

税制課 市民税企画課 資産税企画課 市民税課 資産課税課 北固定資産税課 南固定資産税課

納税部

収納管理課 徴収対策課 北徴収課 南徴収課

市民局

区政部

区政課 戸籍住民課 広聴課

市民活躍推進部

市民協働推進課 男女共同参画課 地域政策課

生活安全安心部

市民生活課 自転車交通安全課

健康福祉局

総務課

地域福祉部

社会課 災害援護資金課 保護自立支援課

障害福祉部

障害企画課 障害者支援課 障害福祉サービス指導課

保険高齢部

高齢企画課 地域包括ケア推進課 収納対策室 保険年金課 介護保険課 介護事業支援課

保健衛生部

保健管理課 医療政策課 健康政策課

保健所

予防企画課 感染症対策課 医務薬務課 生活衛生課

こども若者局

[新設]

こども家庭部

**総務課 子育て応援都市推進課 こども家庭保健課
こども支援給付課**

こども若者支援部

若者支援課 いじめ対策推進課 児童クラブ事業推進課

幼稚園・保育部

運営支援課 幼保企画課 認定給付課

環境局

総務課

環境部

政策企画部

政策調整課 政策企画課 プロジェクト推進課 ダイバーシティ推進課

デジタル戦略推進部

行政デジタル推進課 BPR推進課 まちのデジタル推進課 情報システム課

財政局

財政部

財政企画課 財政課 契約課 検査課

理財部

財産管理課 庁舎管理課 本庁舎整備室 用地課

税務部

税制課 市民税企画課 資産税企画課 市民税課 資産課税課 北固定資産税課 南固定資産税課

納税部

収納管理課 徴収対策課 北徴収課 南徴収課

市民局

区政部

区政課 戸籍住民課 広聴課

市民活躍推進部

市民協働推進課 男女共同参画課 地域政策課

生活安全安心部

市民生活課 自転車交通安全課

健康福祉局

総務課

地域福祉部

社会課 災害援護資金課 保護自立支援課

障害福祉部

障害企画課 障害者支援課 障害福祉サービス指導課

保険高齢部

高齢企画課 地域包括ケア推進課 収納対策室 保険年金課 介護保険課 介護事業支援課

保健衛生部

保健管理課 医療政策課 健康政策課

保健所

予防企画課 感染症対策課 医務薬務課 生活衛生課

こども若者局

総務課

こども若者企画部

こども若者政策課 子育て応援都市推進課 児童クラブ事業推進課

子育て支援推進部

**いじめ対策推進課 こども家庭保健課 子育て安心課
こども支援給付課**

幼稚園・保育部

運営支援課 幼保企画課 認定給付課

環境局

総務課

環境部

環境企画課 環境共生課 環境対策課
脱炭素都市推進部
脱炭素政策課 脱炭素経営推進課 先行地域推進室
資源循環部
資源循環企画課 家庭ごみ減量課 事業ごみ減量課
施設部
施設課
経済局
産業政策部
経済企画課 中小企業支援課 商業・人材支援課
イノベーション推進部
イノベーション企画課 産業集積推進課 スタートアップ支援課
農林部
農林企画課 農業振興課 農業土木課
文化観光局
交流企画課
東北連携推進室
観光交流部
観光戦略課 インバウンド・MICE推進課
文化スポーツ部
スポーツ振興課 **文化振興課** **青葉山エリア複合施設整備室**
[新設]
都市整備局
総務課
技術管理室
計画部
都市計画課 都市景観課
総合交通政策部
交通政策課 公共交通推進課 地域交通推進課
市街地整備部
市街地整備課 地下鉄沿線まちづくり課 都心まちづくり課
公共建築住宅部
住宅政策課 市営住宅管理課 公共施設マネジメント推進課 営繕課 設備課
建築宅地部
建築指導課 建築審査課 開発調整課 宅地保全課
建設局
総務課
道路部
道路計画課 道路管理課 道路保全課 道路施設課
北道路建設課 南道路建設課
百年の杜推進部
百年の杜推進課 公園管理課 公園整備課
下水道経営部
経営企画課 業務課

環境企画課 環境共生課 環境対策課
脱炭素都市推進部
脱炭素政策課 脱炭素経営推進課 先行地域推進室
資源循環部
資源循環企画課 家庭ごみ減量課 事業ごみ減量課
施設部
施設課
経済局
産業政策部
経済企画課 中小企業支援課 商業・人材支援課
イノベーション推進部
イノベーション企画課 産業集積推進課 スタートアップ支援課
農林部
農林企画課 農業振興課 農業土木課
文化観光局
交流企画課
[削る]
東北連携・観光交流部
東北連携推進課 **観光戦略課** インバウンド・MICE推進課
文化スポーツ部
スポーツ振興課 **文化振興課**
青葉山エリア複合施設整備室
都市整備局
総務課
技術管理室
計画部
都市計画課 都市景観課
総合交通政策部
交通政策課 公共交通推進課 地域交通推進課
市街地整備部
市街地整備課 地下鉄沿線まちづくり課 都心まちづくり課
公共建築住宅部
住宅政策課 市営住宅管理課 公共施設マネジメント推進課 営繕課 設備課
建築宅地部
建築指導課 建築審査課 開発調整課 宅地保全課
建設局
総務課
道路部
道路計画課 道路管理課 道路保全課 道路施設課
北道路建設課 南道路建設課
百年の杜推進部
百年の杜推進課 公園管理課 公園整備課
下水道経営部
経営企画課 業務課

下水道建設部

下水道計画課 管路建設課 施設建設課 河川課

下水道管理部

下水道調整課

第二節 事務分掌

第一款 危機管理局

(危機管理局の課)

第二条の二 [略]

2 危機対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

[一～五 略]

[新設]

(防災・減災部の課)

第二条の三 防災計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

[一～五 略]

六 危機及び災害に備えた施設、物資等の整備及び維持管理に関すること

[七～十 略]

2 [略]

(人材育成部の課)

第四条の二 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 職員の任免、懲戒、服務その他身分に関すること

二 [略]

[新設]

[三・四 略]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[五・六 略]

2 労務課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 職員の給与制度、勤務時間その他の勤務条件に関すること

二 職員の給与の支給に関すること

三 恩給及び退職年金に関すること

四 職員の各種社会保険に関すること

五 職員団体及び労働組合に関すること

六 仙台市特別職の職員の報酬等審議会に関すること

3 [略]

(防災環境都市推進室)

第四条の三 防災環境都市推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 [略]

二 震災復興の総合調整に関すること

三 震災メモリアル事業の推進に関すること

下水道建設部

下水道計画課 管路建設課 管路保全課 施設建設課
河川課

下水道管理部

下水道調整課

第二節 事務分掌

第一款 危機管理局

(危機管理局の課)

第二条の二 [略]

2 危機対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

[一～五 略]

六 危機及び災害に備えた通信設備等の整備及び維持管理に関すること

(防災・減災部の課)

第二条の三 防災計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

[一～五 略]

六 危機及び災害に備えた施設、設備、物資等の整備及び維持管理に関すること (危機対策課の所管に属するものを除く。)

[七～十 略]

2 [略]

(人材育成部の課)

第四条の二 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 職員の任免、懲戒、服務その他身分に関すること (総務事務管理課の所管に属するものを除く。)

二 [略]

三 職員の人事制度の企画、調査及び研究に関すること

[四・五 略]

六 職員の給与制度、勤務時間その他の勤務条件に関すること

七 恩給に関すること

八 職員団体及び労働組合に関すること

九 仙台市特別職の職員の報酬等審議会に関すること

[十・十一 略]

2 総務事務管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 職員の人事、給与、社会保険等に係る事務の集中的な処理に関すること

3 [略]

(防災環境都市推進室)

第四条の三 防災環境都市推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 [略]

二 震災メモリアル事業の推進に関すること (青葉山エリア複合施設整備室の所管に属するものを除く。)

三 震災復興の総合調整に関すること

(アジア太平洋防災関係級会議準備室)

[新設]

(政策企画部の課)

第四条の四 [略]

(デジタル戦略推進部の課)

第四条の五 [略]

(地域福祉部の課)

第十三条 [1・2 略]

3 保護自立支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

[一～六 略]

七 仙台市医療扶助審議会に関すること

(保険高齢部の課及び室)

第十五条 高齢企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

[一～五 略]

[新設]

六 部内事務の連絡調整に関すること

[2～6 略]

(こども家庭部の課)

第十六条の三 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 少子化社会対策の総合的な企画及び調整並びに調査研究に関すること

二 [略]

三 児童の権利の確保に係る事業の総括に関すること

[四～七 略]

八 局内事務及び部内事務の連絡調整に関すること

2. 子育て応援都市推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 子育て応援に係る事業の推進に関すること

二 こどもの遊びの環境の充実に係る事業の推進に関すること

三 公益財団法人仙台こども財団に関すること

四 子育てふれあいプラザに関すること

3. こども家庭保健課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 母子保健に係る施策の総合的な企画及び調整並びに事務の総括に関すること

二 要保護児童対策に係る事務の総括に関すること

三 こども家庭総合相談に係る事務の総括に関すること

四 児童福祉施設の設置の認可及び運営の指導監査等に関すること (他課の所管に属するものを除く。)

五 民間あっせん機関の養子縁組あっせん事業の許可及び運営の指導監査等に関すること

六 仙台市小児慢性特定疾病審査会に関すること

4. こども支援給付課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 こどもの貧困対策に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること

二 母子及び父子並びに寡婦の福祉に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること

三 児童手当に係る事務の総括に関すること

四 児童扶養手当の受給者の資格の得喪及び支給に関すること

第四条の四 アジア太平洋防災関係級会議準備室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 アジア太平洋防災関係級会議に関すること

(政策企画部の課)

第四条の五 [略]

(デジタル戦略推進部の課)

第四条の六 [略]

(地域福祉部の課)

第十三条 [1・2 略]

3 保護自立支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

[一～六 略]

[削る]

(保険高齢部の課及び室)

第十五条 高齢企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

[一～五 略]

六 終活支援事業に関すること

七 部内事務の連絡調整に関すること

[2～6 略]

(総務課)

第十六条の三 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 少子化社会対策の総合的な企画及び調整並びに調査研究に関すること (他課の所管に属するものを除く。)

二 [略]

[削る]

[三～六 略]

七 局内事務の連絡調整に関すること

[削る]

[削る]

[削る]

五 特例児童扶養手当の受給者の資格の得喪及び支給に関すること

六 子どもに対する医療の助成に係る事務の総括に関すること

七 母子・父子家庭に対する医療の助成に係る事務の総括に関すること

八 未熟児養育医療の給付に関すること

九 自立支援医療費（育成医療に係るものに限る。）の支給に関すること

十 妊婦支援給付金の受給者の資格の得喪及び支給に関すること

十一 第三子以降小学校入学祝金の支給に関すること
（子ども若者支援部の課）

第十六条の四 若者支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 若者支援に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること

二 子ども若者相談支援センターに関すること

三 部内事務の連絡調整に関すること

2 いじめ対策推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 いじめ対策の総括に関すること

二 いじめの防止等に係る啓発に関すること

三 いじめに係る相談に関すること

四 仙台市いじめ問題対策連絡協議会に関すること

五 仙台市いじめ防止等対策検証会議に関すること

3 [略]

[新設]

（子ども若者企画部の課）

第十六条の四 子ども若者政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 子ども・若者支援に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること（他課の所管に属するものを除く。）

二 子どもの権利の確保に係る事業の総括に関すること

三 子どもの居場所づくりの推進に関すること（他課の所管に属するものを除く。）

四 部内事務の連絡調整に関すること

2 子育て応援都市推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 子ども・子育てを応援する気運の醸成に係る事業の推進に関すること

二 子どもの遊びの環境の充実に係る事業の推進に関すること

三 公益財団法人仙台子ども財団に関すること

四 子育てふれあいプラザに関すること

3 [略]

（子育て支援推進部の課）

第十六条の五 いじめ対策推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 いじめ対策の総括に関すること

二 いじめの防止等に係る啓発に関すること

三 いじめに係る相談に関すること

四 仙台市いじめ問題対策連絡協議会に関すること

五 仙台市いじめ防止等対策検証会議に関すること

2 子ども家庭保健課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 母子保健に係る施策の総合的な企画及び調整並びに事務の総括に関すること

二 小児慢性特定疾病対策等に係る事務の総括に関すること

三 仙台市小児慢性特定疾病審査会に関すること

四 部内事務の連絡調整に関すること

3 子育て安心課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 児童虐待防止及び社会的養育に係る施策の総合的な企画及び調整並びに事務の総括に関すること（他課の所管に属するものを除く。）

二 要保護児童対策に係る事務の総括に関すること

三 児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業に係る届出及び指導

(幼稚園・保育部の課)

第十六条の五 運営支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

[一・二 略]

三 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の指導
監査に関すること

[四～六 略]

2 幼保企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 [略]

二 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の整備、認可
及び確認に関すること

3 認定給付課の分掌事務は、次のとおりとする。

[一～三 略]

[新設]

[四・五 略]

(脱炭素都市推進部の課及び室)

第十七条の三 [略]

2 脱炭素経営推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 再生可能エネルギーの利活用の推進に係る企画及び調整
に関すること

[二・三 略]

3 [略]

(東北連携推進室)

監査に関すること

四 児童福祉施設の設置の認可及び運営の指導監査等に関する
こと(他課の所管に属するものを除く。)

五 民間あっせん機関の養子縁組あっせん事業の許可及び運
営の指導監査等に関すること

六 こども家庭総合相談に係る事務の総括に関すること

七 こども家庭センターに係る事務の総括に関すること

八 こども若者相談支援センターに関すること

4 こども支援給付課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 こどもの貧困対策に係る施策の総合的な企画及び調整に
関すること

二 母子及び父子並びに寡婦の福祉に係る施策の総合的な企
画及び調整に関すること

三 児童手当に係る事務の総括に関すること

四 児童扶養手当の受給者の資格の得喪及び支給に関するこ
と

五 特別児童扶養手当の受給者の資格の得喪及び支給に関す
ること

六 こどもに対する医療の助成に係る事務の総括に関するこ
と

七 母子・父子家庭に対する医療の助成に係る事務の総括に関
すること

八 未熟児養育医療の給付に関すること

九 自立支援医療費(育成医療に係るものに限る。)の支給に
関すること

十 妊婦支援給付金の受給者の資格の得喪及び支給に関する
こと

十一 第三子以降小学校入学祝金の支給に関すること

(幼稚園・保育部の課)

第十六条の六 運営支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

[一・二 略]

三 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等
通園支援事業の運営の指導監査に関すること

[四～六 略]

2 幼保企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 [略]

二 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等
通園支援事業の整備、認可及び確認に関すること

3 認定給付課の分掌事務は、次のとおりとする。

[一～三 略]

四 乳児等のための支援給付に関すること

[五・六 略]

(脱炭素都市推進部の課及び室)

第十七条の三 [略]

2 脱炭素経営推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 新築建築物への太陽光発電導入等促進制度に関すること

[二・三 略]

3 [略]

第十九条の三 東北連携推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 東北地方の諸都市及び関係機関との連携の推進に関する
こと（他課の所管に属するものを除く。）

二 東北地方の諸都市及び関係機関との交流人口拡大に係る
事業に関すること

（観光交流部の課）

第十九条の四 [新設]

観光戦略課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 観光客の誘致に関すること（東北連携推進室及びインバウンド・MICE推進課の所管に属するものを除く。）

[二・三 略]

四 観光行事の振興に関すること（東北連携推進室の所管に属するものを除く。）

[五～七 略]

2 インバウンド・MICE推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 インバウンドの推進に関すること（東北連携推進室の所管に属するものを除く。）

[二・三 略]

四 仙台国際センター及びせんだい青葉山交流広場・駐車場に関する

こと
（文化スポーツ部の課及び室）

第十九条の五 [1・2 略]

3 青葉山エリア複合施設整備室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 青葉山エリア複合施設の整備に関すること

二 青葉山エリア複合施設で行う文化芸術拠点としての事業
に関すること

[新設]

（道路部の課）

第二十六条 [1～4 略]

5 北道路建設課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 青葉区、宮城野区及び泉区に係る道路（国道、県道及び街路事業に係る市道に限る。）の新設及び改築に関すること（北道路建設課の所管に属するものを除く。）

6 [略]

（下水道建設部の課）

第二十九条 [略]

2 管路建設課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 管きよの新設及び改築に関する

[削る]

（東北連携・観光交流部の課）

第十九条の三 東北連携推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 東北地方の諸都市及び関係機関との連携の推進に関する
こと（他課の所管に属するものを除く。）

二 東北地方の諸都市及び関係機関との交流人口拡大に係る
事業に関すること

2 観光戦略課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 観光客の誘致に関すること（東北連携推進課及びインバウンド・MICE推進課の所管に属するものを除く。）

[二・三 略]

四 観光行事の振興に関すること（東北連携推進課の所管に属するものを除く。）

[五～七 略]

3 インバウンド・MICE推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 インバウンドの推進に関すること（東北連携推進課の所管に属するものを除く。）

[二・三 略]

四 仙台国際センターに関する

こと
（文化スポーツ部の課）

第十九条の四 [1・2 略]

[削る]

（青葉山エリア複合施設整備室）

第十九条の五 青葉山エリア複合施設整備室の分掌事務は、次の
とおりとする。

一 青葉山エリア複合施設の整備に関すること

二 青葉山エリア複合施設で行う文化芸術及び災害文化事業
に関すること

（道路部の課）

第二十六条 [1～4 略]

5 北道路建設課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 青葉区、宮城野区及び泉区に係る道路（国道、県道及び街路事業に係る市道に限る。）の新設及び改築に関すること

6 [略]

（下水道建設部の課）

第二十九条 [略]

2 管路建設課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 管きよの新設に関する

[新設]

[3・4 略]

第三十条 [1・2 略]

3 第二種公所は、次のとおりとする。

所属	第二種公所
[略]	[略]
こども若者局こども若者支援部	こども若者相談支援センター
[略]	[略]

4 [略]

(石積埋立管理事務所)

第六十条 石積埋立管理事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

一 [略]

二 罹災ごみの破砕処理に関すること

[三・四 略]

(職員)

第六十九条 [1～14 略]

15 東京事務所に副所長を置くことができる。

[16・17 略]

3 管路保全課の分掌事務は、次のとおりとする。

二 管きよの改築に関すること

[4・5 略]

第三十条 「1・2 略」

3 第二種公所は、次のとおりとする。

所属	第二種公所
[略]	[略]
こども若者局子育て支援推進部	こども若者相談支援センター
[略]	[略]

4 [略]

(石積埋立管理事務所)

第六十条 石積埋立管理事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

一 [略]

二 り災ごみの破砕処理に関すること

[三・四 略]

(職員)

第六十九条 [1～14 略]

15 東京事務所、北部発達相談支援センター及び南部発達相談支援センターに副所長を置くことができる。

[16・17 略]

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(総務局人材育成部人事課)